

第17次杭州市青少年訪日団受入事業業務委託基本仕様書

本仕様書は、岐阜市（以下、「発注者」という。）が民間事業者（以下、「受注者」という。）に委託する第17次杭州市青少年訪日団受入事業業務に関して、基本的な事項を定めるものとする。

1 委託業務の名称 第17次杭州市青少年訪日団受入事業業務委託

2 委託業務の目的

1979年の友好都市提携締結以来、中華人民共和国杭州市と岐阜市は、青少年の相互理解や国際協力の推進を図るため、隔年で青少年の相互訪問をし、学校交流等を中心とした交流を推進する中で、友好の絆を深めています。このたび2019年10月に岐阜市から派遣した第22次岐阜市少年友好訪中団の答礼として来岐する第17次杭州市青少年訪日団の受入れ（令和2年度から令和4年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響で中止）をすることで、青少年の相互理解や国際協力の推進を図ることを目的とする。

3 契約期間 契約締結日から令和5年7月31日まで

4 受入日程 令和5年7月5日（水）～7月10日（月）の6日間

なお、受入にあたって、以下の内容を実施し、行程については別表「行程表」のとおり。

- ①市長表敬訪問
- ②友好校4校の訪問（長良東小学校、本荘小学校、本荘中学校、市立岐阜商業高等学校）
- ③ホストファミリーとの交流
- ④歓迎会
- ⑤ぎふ長良川の鵜飼 鵜飼観覧
- ⑥日中友好庭園の見学
- ⑦市内及び市外視察

5 受入対象 第17次杭州市青少年友好訪日団員（以下、「訪日団」という。）

15名（小中高校生10人、引率者5人）

6 実施場所 岐阜市長が指定する場所

7 業務内容

受注者は、訪日団が中部国際空港へ到着後の迎えから中部国際空港への送り（搭乗手続きは含まない）までにかかる以下の業務内容を実施する。

（1）宿泊施設の手配

- ・訪日団を招聘するホテルを手配する。

①岐阜市内4泊（1日目から4日目）

学 生 10人 ツイン利用（1泊朝食付） 5部屋
 引率者 5人 シングル利用（1泊朝食付） 5部屋

②中部国際空港近くのホテル1泊（5日目）

学 生 10人 ツイン利用（1泊朝食付） 5部屋
 引率者 5人 シングル利用（1泊朝食付） 5部屋

なお、訪日団の構成が確定した時点で、部屋数を変更する場合がある。

(2) 送迎及び移動手段の手配

- ・受注者は、1日目の中部国際空港への迎え、6日目の中部国際空港への送り及び滞在期間中の移動にあたり、以下のとおり車両を手配する。

1日目と5日目は、運転手付き大型バス（ワンマン）に荷物置き用トランク有

2～4日目は、運転手付き中型バス（ワンマン）、正席25人乗り以上

6日目は、宿泊施設から中部国際空港までの移動手段として車両が必要な場合は、大型バス（ワンマン）運転手付き、荷物置き用トランク有）等の車両を手配する。

なお、有料道路等の通行料金、駐車場経費、ガソリン代等の移動に必要な諸経費は、受注者負担とする。

(3) 食事等の手配

- ・受注者は、以下の食事（飲み物を含む）を手配する。

手配する食事は、○で示す。（朝食はホテル代に含む）

	朝食	昼食 (1食 1,500円相当)	夕食 (1食 2,500円程度)
1日目	—	—	○15人
2日目	○15人	○15人 ※2（学校給食）	○25人 ※1（歓迎会）
3日目	○15人	○15人 ※2（学校給食）	○15人
4日目	○15人	○5人（引率者）	○5人（引率者）
5日目	○15人	○15人	○15人
6日目	○15人	—	—

※1 歓迎会を実施

※2 学校での給食

給食費(時価)は、受注者が提供する学校に支払うこと

(参考) 1人あたり小学校 275円・中学校 325円 (令和5年4月現在)

- ・受注者は、訪日団1人あたり1日につき500mlペットボトルの飲料水2本以上を手配する。

(4) 歓迎会の実施

- ・受注者は、2日目に実施する歓迎夕食会の手配をする。なお、歓迎夕食会の飲食代は、1人あたり3,000円相当以上を見込むこと。

- ・会場を鵜飼観覧船として、項番4⑤と合わせて実施することも可とする。

(5) 鵜飼観覧の実施

- ・鵜飼観覧は、貸切船で実施し、乗船に係る費用は、受注者が負担する。

(6) 市内及び市外視察の実施

- ・受注者は、訪日団の滞在期間中、以下のとおり市内及び市外視察を実施すること。なお、視察時にかかる施設入場料、観光地ガイド代及びその他視察に係る経費は、受注者が負担する。

4日目 引率者5名を対象とした市外視察

5日目 訪日団15名を対象とした市内及び市外視察

(7) 海外旅行傷害保険の加入等

- ・杭州市青少年友好訪日団15名について海外旅行傷害保険に加入し、保険料は、受注者が負担する。
- ・補償内容については、下記以上のものとする。

内 容	補償額 (単位: 千円)
傷害死亡	10,000
傷害後遺障害	10,000
治療・救援	10,000
疾病死亡	10,000
賠償責任	100,000

- ・補償が発生した場合は、受注者が窓口となって対応（保険会社との調整を行う）する。

(8) 業務担当者、添乗員及び通訳者の配置

①業務担当者

- ・業務担当者は、1日目から6日目までの滞在期間中、発注者及び友好校の担当者と連絡、調整を行うことができる者とする。
- ・業務担当者は、契約後、発注者及び友好校の担当者との連絡調整に速やかに対応し、事業実施前に十分な打ち合わせを行う。
- ・届出後の担当者の変更は、原則として認めない。ただし、病気、事故、死亡等やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

②添乗員

- ・添乗員は、1日目の中部国際空港への迎えから、6日目の中部国際空港への送りまで全ての行程に同行し、行程管理のほか、受注者が手配する食事代の精算、宿泊施設のチェックイン及びチェックアウトなど、必要な支援を行う。なお、本業務に必要なとなる添乗員の移動代、飲食代、その他業務遂行に係る経費等は、受注者が負担する。

③通訳者（中国語）

- ・通訳者は、通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第3条に規定する全国通訳案内士の資格を有するものであること。
- ・通訳者は、1日目の中部国際空港への迎えから、6日目の中部国際空港への送りまで全ての行程に同行し、必要な通訳業務を行う。なお、本業務に必要なとなる通訳者の移動代、飲食代、その他業務遂行に係る経費は、受注者が負担する。

④共通事項

- ・業務担当者、添乗員及び通訳者は、業務期間中、訪日団と常に連絡がとれるようにし、

緊急時には確実に対応すること。

- ・業務担当者と添乗員は、同一の者が兼ねることができるものとする。

8 提出書類

本業務の履行に必要な下記の書類を必要数量作成し、提出期限までに遅延なく提出すること。

提出書類	数量	提出期限	備考
着手届 業務主任者届 添乗員及び通訳者に関する届出書	各 1 部	業務着手時 変更時	詳細は別途指示
業務報告書	1 部	完了時	
業務完了届	1 部	完了時	

※提出書類の内容に変更があった場合は、変更後速やかに発注者に提出すること。

9 その他

- ①受注者は、滞在期間中に訪日団の記事が新聞（岐阜新聞及び中日新聞）に掲載された場合、当該新聞を 2 部、訪日団へ帰国時まで提供する。なお、提供に係る費用は、受注者が負担する。
- ②受注者は、友好校訪問時、交流会に係る経費として 1 校あたり 1 万円を各友好校へ支払う。なお、当該経費は、受注者が負担する。
- ③市担当者は、友好校訪問と市長表敬時に 2 人随行する。その他に市担当者は随行しない。
- ④訪日団の訪日、来岐に関し、荒天等を理由とする受入日程、訪日人数の増減及び食事の変更等の受入条件の変更が発生した場合は、発注者と協議の上、契約金額を増額または減額する変更契約を行うものとする。（ただし、受注者が定める旅行業約款に規定される取消料等払い戻しできない費用は契約金額の変更に含まない。）
- ⑤訪日団の小中高生 10 人に係る見積りにあたっては、小学生（高学年）3 人と中学生 2 人、高校生 5 人とする。訪日団のメンバーに変更があった場合は、④と同様に発注者と協議の上、契約金額を増額または減額する変更契約を行うものとする。
- ⑥発注者は、必要がある場合には、この契約の内容を変更し、中止し、又は打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議しこれを定めるものとする。
- ⑦受注者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- ⑧受注者は、本業務で取り扱う個人情報や発注者から入手する資料及び作成する資料等について、厳重に管理しなければならない。特に個人情報を取り扱う場合には、別紙 1 「個人情報取扱特記仕様書」を遵守しなければならない。
- ⑨受注者が、業務に伴い作成し、又は受領した文書等は、適正に管理、保存すること。また、業務完了時には、必要に応じて市に引き渡すこと。
- ⑩受注者は、業務を行うにあたり、業務完了後も含め、業務上知り得た内容を第三者に漏らすことはできず、自己の利益のために使用することもできない。
- ⑪委託料は、事業完了後に請求を受けた日から 30 日以内に支払うこととし、海外旅行傷害

保険代等の事前に必要な経費については、積算根拠を明確にして所定の手続きを経た上で、前払金を受け取ることができるものとする。

- ⑫訪日団が中部国際空港に到着した時と出国した時及びホテルに到着した時と出発した時に、添乗員は市担当者へ電話連絡すること。
- ⑬受注者は、契約書及びこの仕様書に定めるもののほか、業務の履行に関し必要な事項、又は疑義を生じた事項は、その都度、発注者と協議して決定するものとする。

担当：岐阜市教育委員会事務局社会・青少年教育課
河内・篠田・森・田中
電話：058-214-2264（直通）